

＜令和2年4月1日以降に入札参加資格審査申請を予定している国土交通大臣許可をお持ちの業者のみなさま＞

令和2年4月1日から国土交通省の各地方整備局等で発行されていた建設業許可証明書の取得が、特定の場合を除きできなくなります。（詳しくは、国土交通省等のホームページをご確認ください）

今後、新規で申請される場合の建設業許可証明書については次の通りの取扱いとしますので、申請の際は必ずご確認ください。

① 各県（県土整備事務所等）で国土交通大臣許可の発行が可能な場合

各県（県土整備部事務所等）が発行する建設業許可証明（確認）書を添付してください。
ただし自治体によっては、国土交通大臣許可の証明を取り扱っていない場合があります。
（詳しくは、本社所在地の管轄機関にお問い合わせください）

② ①が発行できない場合

国土交通大臣許可の証明を取り扱っていない場合は、国土交通省の企業情報検索システムの登録状況画面を印刷してご提出ください。

●検索システムはこちら⇒<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>
システムの建設業者をクリックし、自社情報を検索し、PDF ボタンで PDF 画面を開いて印刷をしてください。（書類の見本をご覧ください）

※県知事許可の場合は、これまで通り県土整備事務所などで建設業許可証明書を取得ください。